

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月18日

独立行政法人 日本貿易振興機構

副 理 事 長 伊 沢 正

## 1. 調達内容

- (1) 案件名及び数量 2010年上海国際博覧会日本館運営・広報・行催事に係る業務一式
- (2) 調達案件の仕様書等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による
- (5) 入札方法
  - ① 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)及び提案に関する書類(以下「提案書(総合評価)」という。)をもって申し込むこと。
  - ② 入札者は、入札後、書類について不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 日本貿易振興機構の「競争参加資格審査規程」第3条第1項に定める、競争参加資格者名簿に記載された者であり、平成19・20・21年度の業種区分「役務の提供等」においてA等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない者は、平成20年8月27日(水)15時までに資格審査申請を行う必要がある。参加資格に関する問い合わせ先は次のとおり  
〒107-6006 東京都港区赤坂一丁目12番32号  
日本貿易振興機構総務部管理課(担当:村上)  
TEL:03-3582-5548  
FAX:03-3583-6182  
URL:<http://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>
- (4) 「競争参加資格審査規程」第8条に定める競争に参加させることができない者及び第9条に定める競争に参加させないことができる者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(6) 公告の日から開札の日までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。

(7) 3.(3)の入札説明会に参加すること。

### 3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書(総合評価)の提出場所、契約条項を示す場所、及び問合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号

日本貿易振興機構 展示事業部 上海博覧会チーム

TEL:03-3582-5651 担当者:佐藤、井瀧

(2) 入札説明書の交付場所

3.(3)の入札説明会会場にて交付。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成20年8月25日(月) 15時00分

日本貿易振興機構 5階 B、C 会議室

(4) 入札説明会参加申し込み

入札説明会に参加する者は平成20年8月22日(金)15:00までに下記宛てEメールにて申込むこと(書式自由-社名、部署、出席者氏名(参加人数は1社最大3名まで)、連絡先)。受信後、受付通知及び入札説明会の案内書をEメールにて返送する。

日本貿易振興機構 展示事業部 上海博覧会チーム

Eメール expo2010@jetro.go.jp 担当者:佐藤、井瀧

(5) 入札書及び提案書(総合評価)の受領期限

平成20年9月16日(火) 12時00分

(郵送の場合は必着のこと。)

(6) 「入札書」及び「提案書(総合評価)」の提出方法

① 入札者は、入札説明会時に交付する入札説明書、配布資料を熟知のうえ入札しなければならない。

② 入札者は、「入札書」と共に入札説明会時に交付する「見積書フォーマット」(見積明細書)に基づき作成した見積書及び「提出資料フォーマット」に基づき作成した提案書(総合評価)を提出しなければならない。

③ 本件に関し、一旦受領した書類は返却しない。また、受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 開札の日時及び場所

平成20年9月24日(水) 14時00分

日本貿易振興機構 9階 F 会議室

### 4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、日本貿易振興機構の交付した仕様書に基づき提案書(総合評価)を作成し、これを競争参加資格の確認のための書類と封印した入札書に添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。(注:同封せず、別添とする。)入札者は開札日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
なお、入札者の作成した提案書(総合評価)は、日本貿易振興機構において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書(総合評価)を添付した入札書のみを、落札決定の対象とする。
- (4) 入札無効 本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 入札説明書に示した役務を履行できると日本貿易振興機構が判断した入札者であって、日本貿易振興機構の「物品等管理規程」第18条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内での入札価格を提示したものであって、入札説明書で指定する用件のうち、必須とした項目についての基準をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
- (7) 詳細は入札説明書による。